

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	上下水道部上水道課	
契約締結年月日	令和6年4月1日	
業 務 名	給配水管等修繕業務	
業 務 の 概 要	尾張旭市水道事業が管理する公道布設水道管及び給水装置等において、漏水や事故等が発生した場合に直ちに現場を確認し、緊急に修繕を行う	
契約金額(税込)	40,920,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	尾張旭市管工事業協同組合	
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令21条の13第1項 (該当する口欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>(1) 漏水は市内全域において不定期に発生し、その性質上早急な修繕が求められるため、単独の業者ではその実施が困難であり、また、市内全域に精通し、かつ経験及び実績を有していることが必要である。</p> <p>(2) 漏水の受付業務は、別途委託する給水装置窓口業務により尾張旭市管工事業協同組合が実施しており、早急な修繕を滞りなく実施する必要がある。</p> <p>(3) 以上の理由から、尾張旭市指定給水装置工事業業者で組織される尾張旭市管工事業協同組合を選定することで修繕業務が速やかに遂行され、使用者に与える影響を最小限にすることができ、サービス維持の効果が期待でき、その他の相手方は存在せず、競争入札に適さないため。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は上下水道部上水道課です。